

共済組合の移行スケジュールに関する Q&A

組合に「紙の保険証が確実に失効する一方で、その後の保険証に代わる証書（資格確認書）が届かない」との不安の声が寄せられています。本件については、国の制度上、経過措置により一定期間は旧保険証が有効とされているものの、現場では十分な周知がなされておらず、医療機関での取扱い等に不安を感じる人も少なくありません。

これについて、11月10日大学に照会し、11月20日下記の回答がありました。ご参照ください。

1. 大学として把握している共済組合の移行スケジュール

Q: 質問	A: 回答（大学把握）
Q1-1： 現在の共済組合員証（紙の保険証）は、いつまで有効とされていますか。	A：令和7年12月1日まで有効です。
Q1-2： 資格確認書（一時的な代替証書）の交付開始時期について、共済組合または大学が把握している最新情報をお示しください。	A：11月17日付で学内掲示板にて全教職員に通知済みです。交付対象者の資格確認書は、本部から部局へ送付済みの状態です。部局から対象者への実際の配布スケジュールは各部局によって異なり、各部局から周知されることとなっています。

2. 組合員および被扶養者への周知状況

Q: 質問	A: 回答（大学把握）
Q2-1： 大学または共済組合から、資格確認書交付の予定や現行保険証の有効期限について、どのような方法で周知されていますか。	A：学内掲示板にて全教職員に通知しています（別添通知を参照）。
Q2-2： 組合員や被扶養者からの問い合わせに対し、大学はどのように案内しているか、実務上の対応をお知らせください。	A：学内掲示板にて全教職員に通知しています（別添通知を参照）。問い合わせがあった際には、所属部局の共済担当係で対応しています。

※上記「別添通知」

【共済】組合員証等の有効期限終了について

https://tohokudai-kumiai.org/docs25/tu_kyosai251117a.pdf

（お知らせ）組合員証等の有効期限終了について

https://tohokudai-kumiai.org/docs25/tu_kyosai251117b.pdf

3. 資格喪失・異動時の対応

Q: 質問	A: 回答（大学把握）
Q3-1： 退職・転出などにより共済組合資格を喪失した者に対しては、どのような時点で保険証が無効となり、資格確認書や別の保険への切替がどのように行われるか。	A：退職や認定取消など、資格喪失した時点で保険証を使用することはできません。資格喪失後の新たな保険証取得手続きは、自動で切り替わることはありません。喪失後、新たに資格を取得する事業所や国保窓口などで手続きが必要となります（従来から変更なし）。
Q3-2： 保険証の返却・廃棄のタイミングに関して、大学側で指導・管理している運用があれば明示ください。	A： 【資格喪失時】 従来通り、退職や取消のタイミングで、所属部局担当係に返却することとなっています。 【令和 7 年 12 月 1 日の有効期限切れ時】 有効期限切れとなった組合員証・被扶養者証の回収は行いません。クレジットカード等と同様に、細断するなどして使用・読取できない状態にして、各自廃棄してください。ただし、高齢受給者証などは今後も利用するため、破棄せず引き続き保持してください。 【資格確認書】 有効期限が切れた資格確認書も回収は行いません。クレジットカード等と同様に、細断するなどして使用・読取できない状態にして、各自廃棄してください。有効期限前に組合員の資格を喪失する場合は返却が必要です。

4. 医療機関での受診に支障が生じた場合の対応

Q: 質問	A: 回答（大学把握）
Q4-1： 組合員が医療機関で旧保険証を提示した際に「無効」と扱われた場合、どこに連絡・相談すればよいか。	A：旧保険証は令和 7 年 12 月 1 日まで有効とされています。それ以降の受診については、マイナ保険証もしくは資格確認書での受診をお願いします。
Q4-2： 大学または共済組合で緊急対応窓口を設けているか確認させてください。	A：緊急対応窓口は特に設けていませんが、マイナ保険証・資格確認書についての問い合わせは各部局共済担当係をお願いします。